

県所管障害児通所支援事業所管理者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に伴う
放課後等デイサービス事業所等の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症への対応のため臨時休業が決定された小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等（以下「特別支援学校等」という。）に通う児童が利用している放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）等における対応については、国からの要請を踏まえ、感染防止に万全を期すことを前提とした上で、県が所管する事業所における運用については、下記のとおりとしますので、対応をお願いいたします。

なお、県所管事業所の状況について、追って照会させていただきますので、ご承知おきいただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 事業所の開所について

特別支援学校等の臨時休業に伴い、当該学校に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）においては、保護者が仕事を休めない場合に、自宅等で1人で過ごすことができず、事業所の利用を希望することが考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただき、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いします。（なお、今回の措置に伴うものに限り、開所時間変更の届け出は不要とします。）

2 開所に当たっての留意事項

- (1) 幼児児童生徒の受入りに当たっては、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱（37.5度以上）が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは利用を断わるようお願いいたします。
- (2) 幼児児童生徒の受入りに当たっては、原則として人員基準を満たすようにしてください。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」により示されているとおり、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いが可能とされていますが、児童の安全対策を十分に確保し、事故等の発生がないよう留意してください。

- ① 定員を超過して幼児児童生徒を受入れた場合でも、定員超過利用減算は適用し

ないことが可能。

- ② 定員を超過して幼児児童生徒を受入れた場合でも、人員基準を満たさないことによる減額措置は適用しない。また、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算は引き続き算定することが可能。
- 3 幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、当該幼児児童生徒の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とします。
- 4 臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、「休業日扱い」で基本報酬を算定してください。
- 5 新型コロナウイルス感染症対策に関する厚生労働省等からの通知については、長崎県障害福祉課のホームページに順次掲載していますので、各自で確認してください。

【担当】

長崎県障害福祉課自立就労支援班 溝口、猿渡

電話：095-895-2455（直通）

FAX：095-823-5082

Mail：shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp